議案第8号

八幡浜市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて

標記条例を次のように制定する。

令和2年2月25日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市職員の服務の宣誓に関する条例(平成17年条例第32号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前		
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年 法律第261号。以下「法」という。)第31 条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。 (宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。 2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。 (宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。		

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、職員の服務の宣誓に係る所要の改正を 行うため。